

アーツカウンシル東京 平成 31(2019)年度 「東京芸術文化創造発信助成」「芸術文化による社会支援助成」 「東京地域芸術文化助成」公募開始

アーツカウンシル東京(公益財団法人東京都歴史文化財団)では、東京の芸術文化の魅力を向上させ世界に発信していく創造活動を支援するため、発信力のある活動を行う団体等に対する助成を実施しています。このたび、下記 4 つの助成プログラムの公募を開始しました。

- 平成 31(2019)年度 第 1 期「東京芸術文化創造発信助成」【単年助成プログラム】
- 平成 31(2019)年度「東京芸術文化創造発信助成」【長期助成プログラム】
- 平成 31(2019)年度 第 1 期「芸術文化による社会支援助成」
- 平成 31(2019)年度「東京地域芸術文化助成」一次募集

平成 31(2019)年度 第 1 期 東京芸術文化創造発信助成【単年助成プログラム】

申請書類提出締切日は 2019 年 2 月 25 日(月)消印有効です。

【単年助成プログラム】では、下記の助成対象期間に東京都内において実施される公演・展示・アートプロジェクト等の創造活動や、東京都内または海外で実施される国際的な芸術交流活動、また芸術創造環境の課題に取り組む、分野全体を広く見渡した活動をサポートします。

■対象期間

2019 年 7 月 1 日以降に開始し、2020 年 6 月 30 日までに終了する活動

■対象となる分野及び活動内容

東京を活動拠点とする芸術団体等が主催(又は主体となって実施)する下記の事業

- (1) 対象となる分野: 音楽、演劇、舞踊、美術・映像、伝統芸能、複合(核となる分野を特定できない芸術活動)
- (2) 対象となる事業内容:

① 都内での芸術創造活動

都内で実施する公演・展示・アートプロジェクトその他のあらゆる創造活動(ただし公開を伴うこと)

※さまざまな芸術活動の複合的なもの(フェスティバル等)も対象となります。

② 国際的な芸術交流活動

海外公演・展示、国際コラボレーション、国際フェスティバル、招聘公演・展示等

③ 芸術創造環境の向上に資する活動

東京における芸術創造環境の現状と課題を捉え、課題解決に実践的に取り組むことにより、アーティストをはじめとするさまざまな創造活動の担い手の創造環境向上に資する活動。

(例)アーティストや芸術分野における専門職の人材育成、人材や情報の交流事業、アーカイブ活動(公開を伴い、芸術創造活動に資するもの)、芸術の普及に寄与する手法を開発する事業等

■助成金額(上限額)

事業内容	実施場所	補助率	助成上限額	
			団体	個人
① 都内での芸術創造活動	都内	助成対象経費の 1/2 以内	200 万円	50 万円
② 国際的な芸術交流活動	都内又は海外		400 万円	
③ 芸術創造環境の向上	都内又は海外	助成対象経費の 2/3 以内	100 万円	

* 当助成プログラムの予算の範囲内で助成金額を算定するため、申請額満額を交付できない場合があります。

■審査基準(助成方針)

審査においては、実現性に加え、革新性・独創性、影響力・普及力、国際性、将来性・適時性、継承性(伝統芸能分野の場合)の観点を重視します。また、活動基盤形成期(若手)、活動拡大・発展期(中堅)、活動成熟期・トップ期(ベテラン)など、芸術家や芸術団体の各ステージに則した助成方針を定めています。

平成 31(2019)年度 東京芸術文化創造発信助成【長期助成プログラム】

申請書類提出締切日は 2019 年 3 月 1 日（金）消印有効です。

【長期助成プログラム】では、発表活動だけでなく、作品制作のプロセスを含めて支援することで創造活動を促進すると共に、芸術団体のステップアップの後押しを目的に、最長 3 年間の支援を行います。また、芸術創造環境の課題に取り組む、分野全体を広く見渡した活動に対しても助成します。

■対象期間

2019 年 4 月 1 日以降に開始し、2021 年 3 月 31 日までに終了する事業(2 年間)
又は
2019 年 4 月 1 日以降に開始し、2022 年 3 月 31 日までに終了する事業(3 年間)

■対象となる分野及び活動内容

東京を活動拠点とする芸術団体等が主催(又は主体となって実施)する事業

- (1)対象となる分野:音楽、演劇・舞踊、美術・映像、伝統芸能、複合(核となる分野を特定できない芸術活動)
- (2)対象となる事業内容:

目標を達成するために 2 年又は 3 年の継続的・段階的な取り組みを必要とする事業

●芸術創造活動を主とするもの

①公演・展示とそれに伴うさまざまな活動(※)を連動させ、2 年又は 3 年をかけることで目標を達成するひとつの総合的な事業

※リサーチ、ワークショップ、レクチャー、会議、滞在制作、翻訳、リーディング、アーカイブ等、創造活動の準備段階に関わるものや、公演・展示とは異なる形式による成果発表などを指します。

②東京を代表する国際的な芸術団体へとステップアップする意欲を持ち、創造活動などを通じて段階的に目標に近づいていく事業

●芸術創造環境の向上に資するもの

③東京における芸術創造環境の現状と課題を捉え、課題解決に実践的に取り組むことにより、アーティストをはじめとするさまざまな創造活動の担い手の創造環境向上に資する事業。

(例)アーティストや芸術分野における専門職の人材育成、人材や情報の交流事業、アーカイブ活動(公開を伴い、芸術創造活動に資するもの)、芸術の普及に寄与する手法を開発する事業等

■助成金額(上限額)

事業内容	実施場所	補助率	助成期間を通じての交付上限額	
			2 年間の場合	3 年間の場合
芸術創造活動を主とするもの	都内又は海外	助成対象経費の 1/2 以内	800 万円	1,200 万円
芸術創造環境の向上に資するもの	都内又は海外	助成対象経費の 2/3 以内	400 万円	600 万円

*当助成プログラムの予算の範囲内で助成金額を算定するため、申請額満額を交付できない場合があります。

■審査基準(助成方針)

審査においては、実現性に加え、革新性・独創性、影響力・普及力、国際性、将来性・適時性、継承性(伝統芸能分野の場合)の観点を重視します。また、活動基盤形成期(若手)、活動拡大・発展期(中堅)、活動成熟期・トップ期(ベテラン)など、芸術団体等の各ステージに則した助成方針を定めています。

平成 31(2019)年度 第 1 期 芸術文化による社会支援助成

申請書類提出締切日は 2019 年 2 月 25 日（月）消印有効です。

「芸術文化による社会支援助成」では、様々な社会環境にある人が共に参加し、個性を尊重し合いながら創造性を発揮することのできる芸術活動や、芸術文化の特性を活かし社会や都市の様々な課題に取り組む活動を助成します。社会における芸術文化の新たな意義を提起し、あらゆる人に開かれた芸術のあり方を推進する先駆的な活動を支援します。

■対象期間

2019 年 7 月 1 日以降に開始し、2020 年 6 月 30 日までに終了する活動

■対象となる事業内容

東京を活動拠点とする芸術団体や中間支援団体、福祉団体、NPO 等が主催する下記の事業

- ①社会的な環境により芸術の体験や参加の機会を制限されている人が、鑑賞・創作等の芸術体験を行い、創造性を発揮したり想像力を豊かにしたりすることができる活動
- ②申請団体自らの問題意識に基づいて社会課題を設定し、様々な人や組織と連携・協働を行いながら課題解決に取り組む芸術活動
- ③芸術創造活動(公演、展示、ワークショップ等) ※芸術の分野は問いません。
- ④環境整備活動(人材育成、調査研究、技術開発、アーカイブ作成等) ※ただし成果の公開を伴うこと。

(例)

- ・障害の有無、年齢、国籍、性差等に関わらず、多様な人が参加し芸術作品等を共同創作する仕組みを作る活動 [参加者相互の関係性や価値観に変化をもたらし、多様性に基づく芸術活動の価値を社会に発信する。]
- ・日本に在住する外国人が地域の人と出会い、芸術文化を通じて互いの理解を深める活動 [言語や文化的背景の違いから生じる問題に働きかけ、豊かで暮らしやすい地域コミュニティを形成する。]
- ・様々な理由で芸術への参加機会を制限されてきた人が、技術の開発や新たな手法によって、分け隔てなく芸術の鑑賞や体験をできるようにする活動。また、それを支えたりつないだりする人を育成する活動。

■助成金額(上限額)

助成対象経費の 3 分の 2 以内で、かつ 100 万円を上限額とします。

* 当助成プログラムの予算の範囲内で助成金額を算定するため、申請額満額を交付できない場合があります。

■審査基準(審査の視点)

審査においては、計画性に加え、先駆性・独創性、効果の広がり、継続的発展性の観点を重視します。

平成 31(2019)年度 東京地域芸術文化助成(一次募集)

申請書類提出締切日は 2019 年 2 月 25 日 (月) 消印有効です。

「東京地域芸術文化助成」では、東京都内の無形民俗文化財を活用した地域の文化の振興に資する公演活動等や特定の地域における文化資源を活用した事業を実施する東京を拠点とする芸術団体、保存会、継承団体等に対して活動経費の一部を助成します。

■対象期間

2019 年 4 月 1 日以降に開始し、2020 年 3 月 31 日までに終了する活動

■対象となる活動内容

(1) 無形民俗文化財活用事業

東京を活動拠点とする芸術団体、保存会、継承団体等が主催(又は主体となって実施)する、東京都内の無形民俗文化財を活用した地域の文化の振興に資する公演活動及び映像等による発信活動

* 無形民俗文化財の範囲は、国又は地方公共団体が指定した無形民俗文化財及び記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(いわゆる「記録選択」とします。

(2) 地域文化資源活用事業

特定の地域の文化資源を活用する事業であり、その地域の魅力を国内外に発信・普及することに強く貢献し、文化拠点の形成、ひいては地域の観光振興・成長戦略にも寄与する効果が期待できる文化活動が対象となります。ただし、町会や商店会の主催する一般的な祭りやイベントを除きます。

■助成金額(上限額)

助成対象経費の 2 分の 1 以内で、かつ 50 万円を上限額とします。

* 当助成プログラムの予算の範囲内で助成金額を算定するため、申請額満額を交付できない場合があります。

■審査基準(助成方針)

無形民俗文化財活用事業の審査においては、実現性に加え、継承性、地域性の観点を重視します。地域文化資源活用事業の審査においては、実現性、独自性に加え、先進性、地域性、普及力・波及効果、将来性の観点を重視します。

※各プログラムの詳細は公募ガイドラインをご覧ください。
ガイドライン、申請書等は下記ウェブサイトからダウンロードできます。

www.artscouncil-tokyo.jp

●アーツカウンシル東京

世界的な芸術文化都市東京として、芸術文化の創造・発信を推進し、東京の魅力を高める多様な事業を展開しています。新たな芸術文化創造の基盤整備をはじめ、東京の独自性・多様性を追求したプログラムの展開、多様な芸術文化活動を支える人材の育成や国際的な芸術文化交流の推進等に取り組みます。また、2020 年に向けて文化プログラムを牽引するプロジェクトを展開しています。

<本リリースに関するお問い合わせ>

アーツカウンシル東京(公益財団法人東京都歴史文化財団) 広報担当: 糸園、圓城寺
TEL: 03-6256-8432 E-mail: press@artscouncil-tokyo.jp